

# 静岡高校サッカー部 父母の会規約

## 第1条（名称）

本会の名称は、「静岡高校サッカー部父母の会」とする。

## 第2条（会員）

本会の会員は、静岡高校サッカー部に籍を置く部員の父母とする。

## 第3条（目的）

本会の目的は、静岡高校サッカー部の活動を、部員の父母としての立場から支援し、応援することとする。

## 第4条（活動）

1. 静岡高校サッカー部の活動にかかわる費用の負担
2. 静岡高校サッカー部の活動への協力
3. 本会主催事業の運営
4. 「静中・静高サッカー部OB会」との連携
5. その他

## 第5条（運営）

本会の運営は、会員全員の自主参加によるものとする。

## 第6条（役員）

本会の運営のために次の役員を置く。役員を選出は会員間での互選による。

- 会長
- 副会長
- 会計
- 渉外
- 会計監査

このうち、会長は1名、会計監査は2名とし、副会長、会計、渉外的人数は別に定める。

## 第7条（事務局）

本会の事務局は、会計宅に置く。

## 第8条（会費）

本会の運営のために、会員は別に定める会費を本会に支払うものとする。

## 第9条（事業報告・会計報告）

本会の事業年度は毎年6月から翌年の5月までとし、年一回事業報告および会計報告を行う。

## 第10条（その他）

本規約に定めのない事項については、相互信頼の原則に基づき協議する。

## 第11条（本規約の発効）

本規約は、以前からの事実上の組織構成、運営方法、引継ぎ事項等を成文化し、2019年6月1日より発効する。